

松本市訓令乙第1号

松本市障害児保育事業実施要綱を次のように定める

平成5年1月4日

松本市障害児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の労働または疾病等により保育を必要とし、かつ、心身に障害のある児童（以下「障害児」という。）の福祉の向上を図るため、松本市障害児保育事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(入所審査委員会の設置)

第2条 福祉事務所長は、障害児について適正な保育の実施を図るため、福祉事務所内に松本市保育所障害児入所審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、障害児の保育の実施に関し、次に掲げる判定等を行うとともに、その結果を福祉事務所長へ報告するものとする。

(1) 入所可能又は不能の判定

(2) 障害児に対する保育士の加配の要否、程度及び期間の判定

(3) 保育に関する助言及び指導

3 委員会は、前項の規定による判定に当たっては、障害児の観察を行うとともに、松本市障害児保育事業観察報告書Ⅰ・Ⅱ（様式第1号。以下「観察報告書」と言う。）により、総合的に判定を行うものとする。

4 委員会は、11人以内の常任委員及び臨時委員若干名をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから福祉事務所長が任命又は委嘱する。

(1) 保育指導部門、保育現場部門及び保健指導部門を担当する市職員

(2) 保健医療関係者

(3) 知識経験者

6 常任委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、常任委員の互選とする。

8 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

9 委員会は、障害児の保育の実施の可否を決定するとき、又は障害児に対する保育士の加配期間が終了するときに福祉事務所長が招集し、委員長がこれを主宰する。

10 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(入所承諾の手続)

第3条 福祉事務所長は、児童の保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）から松本市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則（平成26年規則第64号）第4条第1項に規定する支給認定申請書（施設給付型給付費・地域型保育給付費等）・現況届兼保育所等入園申込書（様式第2号）の提出があったときは、保育園長をして必要と思われる児童について観察保育を行なうものとする。

- 2 保育園長は、観察保育を実施しようとするときは、児童の保護者等に対し観察保育連絡票（様式第2号）により観察保育の日程を通知するものとする。
- 3 保育園長は、観察保育が終了したときは、その結果を観察報告書により、福祉事務所長へ報告するものとする。
- 4 福祉事務所長は、保育園長から提出された報告書に基づき、当該児童の入所の可否等の判定を委員会に依頼するものとする。
- 5 福祉事務所長は、第2条第2項に規定する委員会の報告に基づき、総合的に適当と判断される児童について入所承諾するものとする。
- 6 福祉事務所長は、年度途中における入所申込児童の入所承諾に当たっては前各項に準じて行なうものとする。ただし、委員会を招集する暇がないときは、3人以上の委員の意見を聞き、入所承諾することができるものとする。

（実施保育所及び保育形態）

第4条 事業は、原則として各保育所で実施するものとする。

- 2 障害児の保育形態は、健常児との統合保育とする。

（保育所運営等）

第5条 事業を実施する保育所の運営等は、次の各号に掲げるところによる。

- （1）保育士の加配の程度および期間は委員会の報告に基づき保育課長が決定する。ただし保育士の加配の期間は、6ヵ月の範囲内で決定するものとする。
- （2）入所後に障害が発見された児童および保育士の加配期間が終了した児童の処遇については、第3条の規定に準じて観察保育等を実施し、前号に準じて保育士の加配の程度及び期間を保育課長が決定するものとする。ただし、委員会を招集する暇がないときは3人以上の委員の意見を聞き、決定できるものとする。
- （3）保育時間は、松本市保育所条例施行規則（昭和45年規則30号）第4条に規定する保育時間とする。ただし、障害児の心身の状況に応じ保育園長が保護者と協議して個々に定めることができるものとする。
- （4）保育園長は、障害児の特性等に十分配慮し、事故防止等安全の確保に努めなければならない。
- （5）保育園長は、障害児の状況及び処遇方針等に関し、保育課長並びに保護者等、医療機関及び長野県松本児童相談所等と密接に連携を取り、障害児の福祉の向上を図らなければならない。

ない。また、判定書（様式3）の提出を保護者に依頼し、主治医の意見を保育に反映しなければならない。

（6） 保育園長は、障害児の行動観察を行うとともに、観察報告書1月及び8月に保育課長へ提出するものとする。

（7） 保育園長は、障害児の疾病等の状況により、特に必要と認めるときは、保育課長と協議のうえ、保護者、主治医等との申し合わせ書を取り交わし、安全に保育できるように努める。

（職員研修）

第6条 保育課長は、事業の充実を図るため、障害児保育に必要な職員研修を行うものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成5年1月4日から施行する。

（要綱の廃止）

2 松本市保育所障害児入所審査委員会設置要綱（昭和62年訓令乙第13号）は、廃止する。

附 則（平成10年4月1日訓令乙第13号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。